八王子市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関す る条例の一部を改正する条例設定について

八王子市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正 する条例を次のとおり設定するものとする。

平成30年2月26日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を 改正する条例

八王子市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成26年 八王子市条例第44号)の一部を次のように改正する。

## 改正前 改正後

(運営規程)

|第13条 特別養護老人ホームは、次に掲げ ||第13条 特別養護老人ホームは、次に掲げ る施設の運営についての重要事項に関する 規程を定めなければならない。

 $(1)\sim(5)$  (略)

- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) (略)
- (8) (略)
- (略) (9)

(サービス提供困難時の対応)

第14条 特別養護老人ホームは、入所予定 第14条 特別養護老人ホームは、入所予定 者が入院治療を必要とする場合その他入所 予定者に対し自ら必要なサービスを提供す ることが困難であると認める場合は、病 院、診療所**、介護老人保健施設(介護保険** 法(平成9年法律第123号)第8条第2 8項に規定する介護老人保健施設をいう。 以下同じ。) 又は介護医療院(同条第29 項に規定する介護医療院をいう。以下同

(運営規程)

る施設の運営についての重要事項に関する 規程を定めなければならない。

 $(1)\sim(5)$  (略)

- (6) (略)
- **(7**) (略)
- (略) (8)

(サービス提供困難時の対応)

者が入院治療を必要とする場合その他入所 予定者に対し自ら必要なサービスを提供す ることが困難であると認める場合は、病 院、診療所又は介護老人保健施設の紹介等 の適切な措置を速やかに講じなければなら ない。

じ。) の紹介等の適切な措置を速やかに講 じなければならない。

(入退所)

|第15条 特別養護老人ホームは、入所予定 |第15条 特別養護老人ホームは、入所予定 者の入所に際しては、当該入所予定者に係 る居宅介護支援(介護保険法第8条第24 項に規定する居宅介護支援をいう。以下同 じ。)を行う者に対する照会等により、当 該入所予定者の心身の状況、生活歴、病 歴、指定居宅サービス等(同項に規定する 指定居宅サービス等をいう。)の利用状況 その他必要な事項の把握に努めなければな らない。

2 · 3 (略)

(処遇の方針)

第16条 (略)

 $2 \sim 5$  (略)

- 6 特別養護老人ホームは、身体的拘束等の 適正化を図るため、次に掲げる措置を講じ なければなら<u>ない。</u>
  - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を 検討する委員会を3月に1回以上開催す るとともに、その結果について、介護職 員その他の従業者に周知徹底を図るこ
  - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を <u>整備すること。</u>
  - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体 的拘束等の適正化のための研修を定期的 に実施すること。

7 (略)

(緊急時等の対応)

第23条の2 特別養護老人ホームは、現に 処遇を行っているときに入所者の病状の急 変が生じた場合その他必要な場合のため、 あらかじめ、第4条第1項第2号に掲げる 医師との連携方法その他の緊急時等におけ る対応方法を定めておかなければならな い。

(設備の基準)

第36条 (略)

2 (略)

3 ユニット型特別養護老人ホームは、次に 3 ユニット型特別養護老人ホームは、次に 掲げる設備を設けなければならない。ただ し、他の社会福祉施設等の設備を利用する ことにより当該ユニット型特別養護老人ホー ことにより当該ユニット型特別養護老人ホー

(入退所)

者の入所に際しては、当該入所予定者に係 る居宅介護支援(介護保険法(平成9年法 **律第123号**) 第8条第24項に規定する 居宅介護支援をいう。以下同じ。)を行う 者に対する照会等により、当該入所予定者 の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サ ービス等(同項に規定する指定居宅サービ ス等をいう。) の利用状況その他必要な事 項の把握に努めなければならない。

2 · 3 (略)

(処遇の方針)

第16条 (略)

 $2 \sim 5$  (略)

(略) 6

(設備の基準)

第36条 (略)

(略)

│ 掲げる設備を設けなければならない。ただ し、他の社会福祉施設等の設備を利用する

ームの効果的な運営が見込まれる場合であ って、かつ、入居者へのサービスの提供に 支障がないときは**、第1号を除き**、この限 りでない。

 $(1)\sim(8)$  (略)

 $4 \sim 6$  (略)

(運営規程)

第37条 ユニット型特別養護老人ホーム 第37条 ユニット型特別養護老人ホーム は、次に掲げる施設の運営についての重要 事項に関する規程を定めなければならな い。

 $(1)\sim(6)$  (略)

- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) (略)
- <u>(9)</u> (略)
- (10) (略)

(サービスの取扱方針)

第38条 (略)

 $2 \sim 7$  (略)

- ユニット型特別養護老人<u>ホームは、身体</u> 的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる 措置を講じなければならない。
  - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を 検討する委員会を3月に1回以上開催す るとともに、その結果について、介護職 員その他の従業者に周知徹底を図るこ
  - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を <u>整備すること。</u>
  - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体 的拘束等の適正化のための研修を定期的 に実施すること。
- 9 (略)

(準用)

第43条 第5条から第8条まで、第10 第43条 第5条から第8条まで、第10 条、第12条、第14条、第15条、第1 9条、第21条から**第23条の2**まで及び 第25条から第32条までの規定は、ユニ ット型特別養護老人ホームにおいて準用す る。この場合において、第7条第2項中 「次条、第9条及び第13条から第32条 まで」とあるのは「第35条及び第37条 から第42条まで並びに第43条において 準用する第8条、第14条、第15条、第 19条、第21条から**第23条の2**まで及 び第25条から第32条まで」と、第32

ームの効果的な運営が見込まれる場合であ って、かつ、入居者へのサービスの提供に 支障がないときは、この限りでない。

 $(1)\sim(8)$  (略)

 $4 \sim 6$  (略)

(運営規程)

は、次に掲げる施設の運営についての重要 事項に関する規程を定めなければならな い。

 $(1)\sim(6)$  (略)

- **(7**) (略)
- (8)(略)
- (9) (略)

(サービスの取扱方針)

第38条 (略)

 $2 \sim 7$  (略)

8 (略)

(準用)

条、第12条、第14条、第15条、第1 9条、第21条から**第23条**まで及び第2 5条から第32条までの規定は、ユニット 型特別養護老人ホームにおいて準用する。 この場合において、第7条第2項中「次 条、第9条及び第13条から第32条ま で」とあるのは「第35条及び第37条か ら第42条まで並びに第43条において準 用する第8条、第14条、第15条、第1 9条、第21条から**第23条**まで及び第2 5条から第32条まで」と、第32条第2 条第2項第4号中「第28条第2項」とあ | 項第4号中「第28条第2項」とあるのは

るのは「第43条において準用する第28 条第2項」と、同項第5号中「第30条第 2項」とあるのは「第43条において準用 する第30条第2項」と読み替えるものと する。

(設備の基準)

第51条 (略)

2 (略)

3 ユニット型地域密着型特別養護老人ホー ムは、次に掲げる設備を設けなければなら ない。ただし、他の社会福祉施設等の設備 を利用することにより当該ユニット型地域 密着型特別養護老人ホームの効果的な運営 が見込まれる場合であって、かつ、入居者 へのサービスの提供に支障がないときは、 第1号を除き、この限りでない。

 $(1)\sim(8)$  (略)

 $4 \sim 6$  (略)

(準用)

条、第12条、第14条、第15条、第1 9条、第21条から**第23<u>条の2</u>**まで、第 25条から第28条まで、第30条から第 32条まで、第34条、第35条、第37 条、第38条、第40条から第42条まで 及び第48条の規定は、ユニット型地域密 着型特別養護老人ホームに準用する。この 場合において、第7条第2項中「次条、第 9条及び第13条から第32条まで」とあ るのは「第52条並びに第53条において 準用する第8条、第14条、第15条、第 19条、第21条から**第23条の2**まで、 第25条から第28条まで、第30条から 第32条まで、第35条、第37条、第3 8条、第40条から第42条まで及び第4 8条」と、第32条第2項第4号中「第2 8条第2項」とあるのは「第53条におい て準用する第28条第2項」と、同項第5 号中「第30条第2項」とあるのは「第5 3条において準用する第30条第2項」と 読み替えるものとする。

附則

(経過措置)

 $2 \sim 5$  (略)

6 一般病床、精神病床(健康保険法等の一 |6 一般病床、精神病床(健康保険法等の一 部を改正する法律(平成18年法律第83

「第43条において準用する第28条第2 項」と、同項第5号中「第30条第2項」 とあるのは「第43条において準用する第 30条第2項」と読み替えるものとする。

(設備の基準)

第51条 (略)

(略)

3 ユニット型地域密着型特別養護老人ホー ムは、次に掲げる設備を設けなければなら ない。ただし、他の社会福祉施設等の設備 を利用することにより当該ユニット型地域 密着型特別養護老人ホームの効果的な運営 が見込まれる場合であって、かつ、入居者 へのサービスの提供に支障がないときは、 この限りでない。

 $(1)\sim(8)$  (略)

 $4 \sim 6$  (略)

(準用)

条、第12条、第14条、第15条、第1 9条、第21条から**第23条**まで、第25 条から第28条まで、第30条から第32 条まで、第34条、第35条、第37条、 第38条、第40条から第42条まで及び 第48条の規定は、ユニット型地域密着型 特別養護老人ホームに準用する。この場合 において、第7条第2項中「次条、第9条 及び第13条から第32条まで」とあるの は「第52条並びに第53条において準用 する第8条、第14条、第15条、第19 条、第21条から**第23条**まで、第25条 から第28条まで、第30条から第32条 まで、第35条、第37条、第38条、第 40条から第42条まで及び第48条」 と、第32条第2項第4号中「第28条第 2項」とあるのは「第53条において準用 する第28条第2項」と、同項第5号中 「第30条第2項」とあるのは「第53条 において準用する第30条第2項」と読み 替えるものとする。

附則

(経過措置)

 $|2 \sim 5$  (略)

部を改正する法律(平成18年法律第83 号) 附則第130条の2第1項の規定によ │ 号) 附則第130条の2第1項の規定によ

りなおその効力を有するものとされた介護 保険法施行令(平成10年政令第412 号)第4条第2項に規定する病床に係るも のに限る。)若しくは療養病床を有する病 院の一般病床、精神病床若しくは療養病床 又は一般病床若しくは療養病床を有する診 療所の一般病床若しくは療養病床を平成3 6年3月31日までの間に転換(当該病院 の一般病床、精神病床若しくは療養病床又 は当該診療所の一般病床若しくは療養病床 の病床数を減少させるとともに、当該病院 又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽 費老人ホームその他の要介護者、要支援者 その他の者を入所又は入居させるための施 設の用に供することをいう。)を行い、特 別養護老人ホームを開設しようとする場合 における第11条第6項第1号、第36条 第6項第1号、第46条第6項第1号及び 第51条第6項第1号の規定の適用につい ては、第11条第6項第1号中「1.5メ ートル以上(中廊下にあっては、1.8メ ートル以上)とすること。ただし、既存建 物の改修により整備した特別養護老人ホー ムであって、廊下の一部の幅を拡張するこ とにより、入所者、職員等の円滑な往来に 支障が生じないと認められる場合は、この 限りでない」とあるのは「1.2メートル 以上(中廊下にあっては、1.6メートル 以上)とすること」と、第36条第6項第 1号中「1.5メートル以上(中廊下にあ っては、1.8メートル以上)とするこ と。ただし、既存建物の改修により整備し たユニット型特別養護老人ホームであっ て、廊下の一部の幅を拡張することによ り、入居者、職員等の円滑な往来に支障が 生じないと認められる場合は、この限りで ない」とあるのは「1.2メートル以上 (中廊下にあっては、1.6メートル以 上)とすること」と、第46条第6項第1 号及び第51条第6項第1号中「1.5メ ートル以上(中廊下にあっては、1.8メ ートル以上)」とあるのは「1.2メート ル以上(中廊下にあっては、1.6メート ル以上)」と読み替えるものとする。

7 (略)

りなおその効力を有するものとされた介護 保険法施行令(平成10年政令第412 号)第4条第2項に規定する病床に係るも のに限る。)若しくは療養病床を有する病 院の一般病床、精神病床若しくは療養病床 又は一般病床若しくは療養病床を有する診 療所の一般病床若しくは療養病床を平成3 **0年3月31日**までの間に転換(当該病院 の一般病床、精神病床若しくは療養病床又 は当該診療所の一般病床若しくは療養病床 の病床数を減少させるとともに、当該病院 又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽 費老人ホームその他の要介護者、要支援者 その他の者を入所又は入居させるための施 設の用に供することをいう。)を行い、特 別養護老人ホームを開設しようとする場合 における第11条第6項第1号、第36条 第6項第1号、第46条第6項第1号及び 第51条第6項第1号の規定の適用につい ては、第11条第6項第1号中「1.5メ ートル以上(中廊下にあっては、1.8メ ートル以上)とすること。ただし、既存建 物の改修により整備した特別養護老人ホー ムであって、廊下の一部の幅を拡張するこ とにより、入所者、職員等の円滑な往来に 支障が生じないと認められる場合は、この 限りでない」とあるのは「1.2メートル 以上(中廊下にあっては、1.6メートル 以上)とすること」と、第36条第6項第 1号中「1.5メートル以上(中廊下にあ っては、1.8メートル以上)とするこ と。ただし、既存建物の改修により整備し たユニット型特別養護老人ホームであっ て、廊下の一部の幅を拡張することによ り、入居者、職員等の円滑な往来に支障が 生じないと認められる場合は、この限りで ない」とあるのは「1.2メートル以上 (中廊下にあっては、1.6メートル以 上)とすること」と、第46条第6項第1 号及び第51条第6項第1号中「1.5メ ートル以上(中廊下にあっては、1.8メ ートル以上)」とあるのは「1.2メート ル以上(中廊下にあっては、1.6メート ル以上)」と読み替えるものとする。

7 (略)

<u>(一部ユニット型特別養護老人ホームに係る経過措置)</u>

8 平成15年4月1日以前に法第15条の 規定により設置された特別養護老人ホーム (同日において建築中のものであって、同

月2日以降に同条の規定により設置された ものを含む。以下「平成15年前特別養護 老人ホーム」という。) であって、指定居 宅サービス等の事業の人員、設備及び運営 <u>に関する基準等の一部を改正する省令(平</u> 成23年厚生労働省令第106号)による 改正前の特別養護老人ホームの設備及び運 <u>営に関する基準(以下「特別養護老人ホー</u> ム旧基準」という。)第43条に規定する 一部ユニット型特別養護老人ホームである もの(平成23年9月1日に改修、改築又 は増築中の平成15年前特別養護老人ホー ム(第33条に規定するユニット型特別養 護老人ホームを除く。)であって、同日後 に特別養護老人ホーム旧基準第43条に規 定する一部ユニット型特別養護老人ホーム に該当することとなるものを含む。以下 「一部ユニット型特別養護老人ホーム」と いう。)のうち、介護保険法第48条第1 項の指定を受けている介護老人福祉施設で あるものについては、同日以降最初の指定 の更新までの間は、次項から附則第18項 までの規定によることができる。

- 9 一部ユニット型特別養護老人ホームの基本方針は、各ユニットで入居者の日常生活が営まれ、これに対する支援が行われる部分(以下「ユニット部分」という。)にあっては第34条に、それ以外の部分にあっては第3条に定めるところによる。
- 10 一部ユニット型特別養護老人ホームの <u>勤務体制の確保等は、ユニット部分にあっては第35条に、それ以外の部分にあって</u> は第9条に定めるところによる。
- 1 1 一部ユニット型特別養護老人ホームの 設備の基準は、ユニット部分にあっては第 3 6条に、それ以外の部分にあっては第1 1条に定めるところによる。ただし、浴 室、医務室、調理室、洗濯室又は洗濯場、 汚物処理室、介護材料室及び事務室その他 の運営上必要な設備については、ユニット 部分の入居者及びそれ以外の部分の入所者 へのサービスの提供に支障がないときは、 それぞれーの設備をもって、ユニット部分 及びそれ以外の部分に共通の設備とするこ とができる。
- 12 一部ユニット型特別養護老人ホーム は、次に掲げる施設の運営についての重要 事項に関する規程を定めなければならな い。
  - (1) 施設の目的及び運営の方針

- (2) 職員の職種、数及び職務の内容
- (3) ユニット部分の入居定員及びそれ以外 の部分の入所定員
- (4) ユニット部分のユニットの数及び各ユニットの入居定員
- (5) ユニット部分の入居者へのサービスの 提供の内容及び費用の額
- (6) ユニット部分以外の部分の入所者への サービスの提供の内容及び費用の額
- (7) 施設の利用に当たっての留意事項
- (8) 非常災害対策
- (9) 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等 を行う際の手続
- (10) その他施設の運営に関する重要事項
- 13 一部ユニット型特別養護老人ホームの サービスの取扱方針は、ユニット部分にあっては第38条に、それ以外の部分にあっては第16条に定めるところによる。
- 14 一部ユニット型特別養護老人ホームの 介護は、ユニット部分にあっては第39条 に、それ以外の部分にあっては第17条に 定めるところによる。
- 15 一部ユニット型特別養護老人ホームの 食事は、ユニット部分にあっては第40条 に、それ以外の部分にあっては第18条に 定めるところによる。
- 16 一部ユニット型特別養護老人ホームの 社会生活上の便宜の提供等は、ユニット部 分にあっては第41条に、それ以外の部分 にあっては第20条に定めるところによ る。
- 17 一部ユニット型特別養護老人ホームの 定員の遵守は、ユニット部分にあっては第 42条に、それ以外の部分にあっては第2 4条に定めるところによる。
- 18 第5条から第8条まで、第10条、第 12条、第14条、第15条、第19条、 第21条から第23条まで及び第25条から第32条までの規定は、一部ユニット型 特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第7条第2項中「次条、 第9条及び第13条から第32条まで」とあるのは「第9条、第16条から第18条まで、第20条、第24条、第35条、第38条から第42条まで及び附則第12項並びに附則第18項において準用する第8条、第14条、第15条、第19条、第24条、第15条、第19条、第24条、第15条、第19条、第24条から第23条まで及び第25条から第32条まで」と、第32条第2項第4号中「第28条第2項」とあるのは「附則第1

8項において準用する第28条第2項」 と、同項第5号中「第30条第2項」とあ るのは「附則第18項において準用する第 30条第2項」と読み替えるものとする。

附則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。